

十和田市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用調整基準

保育利用申込において、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用定員を上回る応募があった場合は、市はあらかじめ定めた利用調整基準に基づき、優先順位を設定する。

1 優先順位の設定方法

保育を必要とする事由やその状況に応じた「基本点数」及びその他の状況に応じた「調整点数」の合計点数の高い世帯の児童から優先順位を設定する。また、合計点数が同一の場合には、「同一点数時の順位」により優先順位を設定する。

(1)基本点数

- ① 父母の保育を必要とする事由、父母の状況に応じて、それぞれ基本点数を設定し、父母それぞれの基本点数を合算して世帯の基本点数とする。
- ② ひとり親家庭の場合は、父又は母の基本点数を2倍して世帯の基本点数とする。
- ③ 両親がいない場合は、養育者の基本点数で設定する。

(2)調整点数

- ①世帯の状況、②児童・兄弟姉妹の状況、③その他に応じて加点・減点する。

(3)同一点数時の順位

基本点数と調整点数の合計が同一の場合は、順位表の該当順により判断する。

2 基本点数表

事 由		父 母（又は養育者）の状況	点数
① 就 労	居宅外労働	実働月 140 時間以上の就労	8
		実働月 120 時間以上 140 時間未満の就労	7
		実働月 100 時間以上 120 時間未満の就労	6
		実働月 48 時間以上 100 時間未満	5
		農業経営者	7
		農業協力者	5
	居宅内労働	実働月 140 時間以上の就労	8
		実働月 120 時間以上 140 時間未満の就労	7
		実働月 48 時間以上 120 時間未満	5
② 出 産		出産の前後である	7
③ 保 護 者 の 疾病・障が い	疾病等	保護者の入院	8
		通院加療を行い、常に安静を要する場合	5
		疾病により保育に支障がある場合	4
	障がい	身体障害者手帳 1・2 級、精神障害者保健福祉 手帳 1 級、愛護手帳又は療育手帳 A	8

		身体障害者手帳 3 級、精神障害者保健福祉手帳 2 級、愛護手帳又は療育手帳 B	6
		身体障害者手帳 4 級以下	4
④ 親族の看護・介護	月 140 時間以上		7
	月 120 時間以上 140 時間未満		6
	月 100 時間以上 120 時間未満		5
	月 48 時間以上 100 時間未満		4
⑤ 災害復旧	自宅や近隣の災害の復旧に当たっている場合		8
⑥ 求職活動	求職中である場合（起業準備等を含む）		3
⑦ 就学	就学・職業訓練		5
⑧ 虐待、DV	福祉事務所長が特に必要と認める場合		※
⑨ その他	福祉事務所長が特に必要と認める場合		※

備考 「※」については、当該子ども及び世帯の状況に応じて個別に判断する。

3 調整点数表

区 分	内 容	点数
世帯の状況	ひとり親世帯である場合	+2
	生活保護者世帯で、自立支援のため必要と認められる場合	+2
	生計中心者の失業により、就労の必要性が高い場合	+2
	産前産後休暇又は育児休業終了後の復職の場合	+2
児童・兄弟姉妹の状況	地域型保育事業の卒園児童	+3
	既に兄弟姉妹が保育施設等を利用している場合	+4
	当該児童が障がい児の場合	+1
	兄弟姉妹が同時に申し込みをする場合	+1
	第三子以降の児童の申し込みの場合	+1
	申し込み児童以外に申し込みのない未就学児童がいる場合	-1
その他	他市町村からの委託申し込み児童の場合	-1
	保護者が保育士・保育教諭として市内の保育園等に勤務しており、自身の勤務先へ申し込みをする場合	+4

4 同一点数時の順位

順 位	内 容
1	基本点数が高い順
2	3 ヶ月分以上利用料（保育料）の滞納がないこと。
3	市民税所得割額の低い世帯